

平成27年1月 定例会議

平成26年度

第10回 みどり市 定例教育委員会会議録

平成27年1月15日

みどり市教育委員会

平成26年度 第10回 みどり市定例教育委員会会議録

- ・招集日時 : 平成27年1月15日(木) 午後3時30分から
- ・招集場所 : みどり市役所教育庁舎3階第2会議室
- ・出席委員 : 1番委員 丹 羽 千津子
2番委員 松 崎 靖
3番委員 山 同 善 子
4番委員 金 子 祐次郎
5番委員 石 井 逸 雄
- ・説明のため出席した者 : 教 育 部 長 松 井 篤
教 育 総 務 課 長 田 村 栄 助
学 校 教 育 課 長 保 志 守
学 校 計 画 課 長 小 林 幹 児
社 会 教 育 課 長 小 池 秀 樹
文 化 財 課 長 石 原 亨 夫
富弘美術館事務長 高 山 進
- ・本 委 員 会 書 記 : 教育総務課総務係 根 岸 美 佳
- ・事務局職員出席者 : 教育総務課総務係 石 井 宣 行

議事日程

- ・日程第1 : 会議録署名委員の指名
- ・日程第2 : 会期の決定
- ・日程第3 : 教育長報告について
- ・日程第4 : 議案第37号 平成26年度みどり市教育委員会表彰候補者(芸術・文化・体育等功績被表彰者)の決定について
- ・日程第5 : 議案第38号 議会の議決を経るべき議案の原案について(みどり市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例)
- ・日程第6 : 議案第39号 みどり市多目的運動公園条例施行規則の制定について

- ・日程第7 : 議案第40号 平成26年度みどり市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについて
- ・日程第8 : 議案第41号 みどり市公立学校教職員の訓告に関し議決を求めることについて

・開会：午後3時15分

(委員長) ただいまから平成26年度第10回みどり市定例教育委員会会議を開会いたします。

・日程第1 会議録署名委員の指名

(委員長) 日程第1、会議録の署名委員の指名をさせていただきます。これにつきましては、席番4番の金子祐次郎委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

・日程第2 会期の決定

(委員長) 日程第2の会期の決定ですけれども、平成27年1月15日（木）本日1日ということで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長) 異議なしの声がありましたので、本日1日と決定させていただきます。

・日程第3 教育長報告について

(委員長) 日程第3、教育長報告について、石井教育長からお願いいたします。

(教育長にて日程に沿って説明)

(委員長) ただいまの教育長の報告について、何かご質疑がございますか。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、日程第3、教育長報告は以上で終了いたします。

・日程第4 議案第37号 平成26年度みどり市教育委員会表彰候補者（芸術・文化・

体育等功績被表彰者)の決定について

(委員長) 日程第4、議案第37号 平成26年度みどり市教育委員会表彰候補者
(芸術・文化・体育等功績被表彰者)の決定について、を上程いたします。
事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、田村教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

(教育総務課長にて内容説明)

(委員長) 田村課長からの説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第4、議案第37号 平成26年度みどり市教育委員会表彰候補者(芸術・文化・体育等功績被表彰者)の決定について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第5 議案第38号 議会の議決を経るべき議案の原案について(みどり市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例)

(委員長) 日程第5、議案第38号 議会の議決を経るべき議案の原案について(みどり市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例)、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、田村教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

(教育総務課長にて内容説明)

(委員長) 田村課長からの説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第5、議案第38号 議会の議決を経るべき議案の原案について（みどり市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例）、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第6 議案第39号 みどり市多目的運動公園条例施行規則の制定について

(委員長) 日程第6、議案第39号 みどり市多目的運動公園条例施行規則の制定について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、小池社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

(社会教育課長にて内容説明)

(委員長) 小池課長からの説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(山同委員) 設備的なことで質問です。防犯カメラ等は付いているのですか。

(社会教育課長) 要望も出ているので検討はしているのですが、市全体の問題にもなりますので、検討はさせていただいています。

(松崎委員) 土、日、祝日、年末年始は、公園として利用するということですね。例外は認めないということですか。例えば、日曜日にグランドゴルフの大会を開くとか。そういうことは、認めないということですか。

(社会教育課長) 地域で大会等があった場合については特別の許可という形で、大きな大会等については教育委員会が特に必要とした場合については、禁止項

目すべて検討ができることになっていますので、検討はできる基準になっています。

(松崎委員) 公園として利用したい人とグラウンドゴルフとして使いたい人のそれぞれの思いが違うので、上手に調整することが非常に難しいと思います。その辺が上手く調整できれば良いと思います。

(委員長) 例えば、グラウンドゴルフで許可を得て利用している人たちが使っている時に、それ以外の方が公園として入ることはできる訳ですか。

(社会教育課長) その辺も内規の方で少し検討しているのですが、例えば中学校の体育館をイメージしていただくと有り難いのですが、バトミントン等6面取れますよね。3面の部分は使うけども、後3面は使わないよというようなイメージで、ながめ南多目的運動公園でグラウンドゴルフは使っているけども、こっちの方は少し空いているからトイレとかベンチは公園として開放しても良いですよという申込み。ただここは大会として今日は全部使っているので占有させてもらいますとか、そういう申込みの仕方とかですよ。3種類くらいの申込み。部分使用、全体使用、駐車場も含めて全て駄目ですよみたいな申込みのときに、3種類くらいにして、明日の予約くらいまでは掲示板で分かるようにしたい。あるいは、インターネットで利用状況が分かりますので、見ていただくような形というのを検討させていただいて、なるべく来た人の使っていないのに公園として入っていけないのかということがないように手配したいと考えています。

(教育長) 公園の利用案内板みたいな物がどこかにあって、今日の利用状況がこうだからということを見ていただいて、申し訳ないけどそうだった場合については、今日は占有ということでご容赦いただきたいとか、そういうお願いをしていくための何か計画はできるかね。

(社会教育課長) 当初から設計には入っていなかったのですが、工事の変更というのも少し視野に入れながら、そこに行けば今日はどこが使っていて、我々は使えないとか、占有して入ってはいけないのだとか、入ってもいいのだと

か分かるような案内板を含めたサイン工事は進めたいと考えています。

(金子委員) その場合に、現地に行って空いてそうだとすれば、使用申込みの窓口としては、教育委員会になる訳ですか。

(社会教育課長) そうです。

(金子委員) ここへ来て申込みをして利用するということですか。

(社会教育課長) 電話で仮予約はできますが、実質的に利用許可書を出さなければならぬので、今日は空いているということになると、教育委員会に来ていただいて許可書をその場で発行して、用具を使う場合には鍵も渡して倉庫を開けてもらうような形になります。

(松崎委員) インターネットで検索できるような仕組みで、高齢者の方でもスマホで検索できるとか段々一般的になっていて、例えば、QRコードで予定が全部出て来るとか、そんな形で簡単に検索できるような仕組みを作っていくと逆に高齢者だからパソコンが使えないとか、ネットにアクセスできないとかではなくて、これをきっかけに携帯で利用できるのだなというように考えられれば良いと思います。

(山同委員) 当日訪問した人も、現状が分かるというのも大事だと思います。

(金子委員) 申請書については、すでに社会体育館の利用で使っているものをそのまま使うということですね。

(社会教育課長) 1つの申請については、今使っている申請そのもので、今回公園として他で使う場合についての様式を整理させていただいています。

(委員長) 他にご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第6、議案第39号 みどり市多目的運動公園条例施行規則の制定について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第7 議案第40号 平成26年度みどり市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについて

(委員長) 日程第7、議案第40号 平成26年度みどり市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについて、を上程いたします。この議案は、秘密会議とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長) 異議なしの声がありましたので、本案を秘密会議といたします。担当の方以外は退室をお願いいたします。

—— 審 議 (秘密会議により未記載) ——

・日程第8 議案第41号 みどり市公立学校教職員の訓告に関し議決を求めることについて

(委員長) 日程第8、議案第41号 みどり市公立学校教職員の訓告に関し議決を求めることについて、を上程いたします。この議案は、秘密会議とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長) 異議なしの声がありましたので、本案を秘密会議といたします。担当の方以外は退室をお願いいたします。

—— 審 議 (秘密会議により未記載) ——

(委員長) 以上をもちまして、本日の教育委員会議の議事をすべて終了いたします。
ご苦勞様でした。

・閉会：午後5時00分

・本委員会の議決の次第は次のとおりである。

議 事 日 程

- ・日程第3 : 教育長報告について (報告)
- ・日程第4 : 議案第37号 平成26年度みどり市教育委員会表彰候補者(芸術・文化・体育等功績被表彰者)の決定について (可決)
- ・日程第5 : 議案第38号 議会の議決を経るべき議案の原案について(みどり市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例)(可決)
- ・日程第6 : 議案第39号 みどり市多目的運動公園条例施行規則の制定について (可決)
- ・日程第7 : 議案第40号 平成26年度みどり市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについて (可決)
- ・日程第8 : 議案第41号 みどり市公立学校教職員の訓告に関し議決を求めることについて (可決)